

北海道告示第10231号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年2月20日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 特定医療費（指定難病）支給認定等事務補助業務に係る労働者派遣1人1時間当たりの単価

イ 数量 調達予定数量10,860時間

(2) 契約の目的の仕様等 労働者派遣契約書別紙派遣業務処理要領のとおり

(3) 契約期間等

ア 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

イ 予定数量 次の表のとおり

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
就業日数	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20	243
労働者派遣数	5	5	5	8	8	8	5	5	5	5	5	5	69
就業時間数	775	775	853	1,240	1,364	1,240	814	775	775	737	737	775	10,860

ウ 就業場所 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課難病対策係

エ 就業日

カで規定する休日を除く全日

オ 就業時間

午前8時45分から午後5時30分まで

（休憩時間 午後0時から午後1時まで）

カ 休日

（ア）日曜日及び土曜日

（イ）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（ウ）12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

キ その他

（ア）休日及び就業時間外の勤務並びに外勤については、必要によりその都度指示する。

（イ）道は、派遣労働者の中から道と派遣労働者との間の連絡を担当する「連絡員」を選任する。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道告示第10230号に規定する特定医療費（指定難病）支給認定等事務補助業務に係る労働者派遣契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁別館庁舎西棟 4階6号会議室
- (2) 入札日時 令和5年3月15日(水)10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。

ただし、契約を締結する者が契約を締結を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 送付による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

また、落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

イ 所在地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電話番号 011-231-4111 内線25-522

- (4) 前金払
前金払はしない。
- (5) 概算払
概算払はしない。
- (6) 部分払
部分払はしない。
- (7) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (8) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (10) 債権譲渡の承諾
この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (11) 法令の遵守
入札に参加するに当たっては、この労働者派遣契約の業務と同種の業務に係る一般の賃金水準を考慮するなど、適正な派遣労働者の賃金を設定し、入札金額を見積もること。
また、契約に当たっては、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法その他関係法令等を遵守すること。
- (12) 派遣労働者数月間計画表
道は派遣労働者数月間計画表を各月の初日の30日前までに派遣元に提示し、事前に調整を行う。ただし、令和5年（2023年）4月及び5月分については契約締結時に提出するものとする。
なお、期日までに提出がない場合にあつては、人数に変更がないものとして取り扱う。
- (13) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。